

別府大学奨学生募集要領

別府大学は本学への入学について明確な意志を持つ者のうち、学業が優秀であるが経済的な理由で修学が困難な者に対し、入学金や授業料を減免する奨学生制度を設けています。この奨学生に関する出願手続・選考方法等は、次の通りです

1. 出願資格

本学への入学について明確な意志を持つ者のうち、学業が優秀であるが経済的な理由で修学が困難な者。「学業が優秀」とは、高校における評定平均値が3.5以上であることを一つの目安とします。また、「経済的理由」については下記4(2)の書類を精査して判断します

2. 入学金・授業料の減免

入学金については全額免除、授業料については全額免除、半額免除の2種類があります

3. 募集人数

下記4の **1期**・**2期**とも若干名

4. 出願の手続

(1) 出願時期・期間

1期 指定校推薦、推薦1期の受験者を対象とし、各合格発表の後1週間以内に出願すること

2期 A日程、B日程、センター試験利用1期の受験者を対象とし、各入試出願時に申請すること

(2) 提出書類

①奨学生志願票(所定)

②奨学金申請書(所定・37頁)

③家計を支えている者の所得を証明するもの(前年度の源泉徴収票あるいは確定申告書等)、あるいは修学を困難にする経済的理由を証明する書類

④高等学校長の推薦書(**2期**)のみ提出。所定・38頁)

(3) 書類提出先

〒874-8501 大分県別府市北石垣82 別府大学入試広報課 TEL (0977) 66-9666

5. 選考と採否の通知

(1) 選考

4の(1)に記載する **1期** の指定校推薦については、別に国語(60分、現代文のみ)の試験を課し、選考会議において提出書類をもとに厳正に審査し、採択者と減免の額を決定します。試験は10月29日(土)13:00に実施します。推薦1期については、試験科目の小論文をもってそれに代えます。**2期** の一般入試あるいはセンター試験利用入試については、それぞれの入試成績と提出書類を厳正に審査し、採択者と減免の額を決定します

(2) 採否の通知

4の(1)に記載する **1期** の指定校推薦の奨学生は11月中旬まで、推薦1期の奨学生は12月中旬までに、**2期** の奨学生は各入試の合格通知と同時に、それぞれ出願者に郵便で直接通知します。なお、採否についての電話での問い合わせには応じません

6. 奨学金資格の喪失

奨学生は次の場合に不適格と見なされ、授業料の減免は停止されます

- ①申請書および提出書類の記載内容に虚偽があった場合
- ②所定の期間内に入学手続を完了しなかった場合
- ③別府大学学則に定める懲戒の処分を受けた場合
- ④別府大学の奨学生として不適格な行為を行った場合
- ⑤各年次における学業成績が標準に達しなかった場合

別府大学短期大学部奨学生募集要領

別府大学短期大学部は本学への入学について明確な意志を持つ者のうち、学業が優秀であるが経済的な理由で修学が困難な者に対し、入学金や授業料を減免する奨学生制度を設けています。この奨学生に関する出願手続・選考方法等は、次の通りです

1. 出願資格

本学への入学について明確な意志を持つ者のうち、学業が優秀であるが経済的な理由で修学が困難な者。「学業が優秀」とは、高校における評定平均値が3.5以上であることを一つの目安とします。また、「経済的理由」については下記4(2)の書類を精査して判断します

2. 入学金・授業料の減免

入学金については全額免除、授業料については全額免除、半額免除の2種類があります

3. 募集人数

下記4の **1期**・**2期**とも若干名

4. 出願の手続

(1) 出願時期・期間

1期 9月29日(木)～10月4日(火)

2期 1月12日(木)～1月25日(水)

(2) 提出書類

- ①奨学生志願票(所定)
- ②奨学金申請書(所定・39頁)
- ③家計を支えている者の所得を証明するもの(前年度の源泉徴収票あるいは確定申告書等)、あるいは修学を困難にする経済的理由を証明する書類
- ④高等学校長の推薦書(指定校推薦者は除く。所定・40頁)
- ⑤調査書(高等学校卒業程度認定試験に合格した者を除く)

(3) 書類提出先

〒874-8501 大分県別府市北石垣82 別府大学入試広報課 TEL (0977) 66-9666

5. 選考と採否の通知

(1) 選考

4の(1)に記載する **1期**については10月8日(土)10時30分～11時30分に国語(現代文のみ)の試験を課し、選考会議において提出書類をもとに厳正に審査し、採用者と減免の額を決定します。4の(1)の **2期**については、2月1日(水)10時30分～11時30分に国語(現代文のみ)の試験を課し、選考会議において提出書類をもとに厳正に審査し、採用者と減免の額を決定します

※ **1期**・**2期**ともに、当日までに本学を受験していない者は、国語の試験終了後に面接を実施します

(2) 採否の通知

4の(1)に記載する **1期**の奨学生は10月下旬まで、**2期**の奨学生は2月下旬までに、それぞれ出願者宛郵便で通知します。なお、採否についての問い合わせには応じません

6. 奨学金資格の喪失

奨学生は次の場合に不適格と見なされ、授業料の減免は停止されます

- ①申請書および提出書類の記載内容に虚偽があった場合
- ②所定の期間内(2012年2月14日まで)に出願手続を完了しなかった場合
- ③別府大学短期大学部学則に定める懲戒の処分を受けた場合
- ④別府大学短期大学部の奨学生として不適格な行為を行った場合
- ⑤各年次における学業成績が標準に達しなかった場合